

# 中国支部業務分掌規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、中国支部規程第30条乃至第32条に基づき、支部における業務部門並びに支部事務所及び地区または県事務所（以下、「支部事務所等」という）の分掌を定め、業務を円滑に運営することを目的とする。

(事務所の設置)

第2条 支部の業務を実施するため支部事務所等を置く。

(委員会の設置)

第3条 支部規程第34条に基づき、運営幹部会の決定により前条で定める業務部門のほかに専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会設置に関する基準は運営幹部会が定める。

## 第2章 業務部門の分掌

(広報部)

第4条 広報部は次の業務を分掌する。

- 1 支部会報「かうんせらーず」の企画、記事収集、編集及び発行
- 2 支部ホームページの管理
- 3 会員及び会員外に対する情報提供及び支部活動等の周知に関する事項

(養成講座部)

第5条 養成講座部は次の業務を分掌する。

- 1 産業カウンセラー養成講座の企画及び運営
- 2 実技能力評価制度に関する事項
- 3 実技指導者の育成及び指導者研修に関する事項

(会員研修部)

第6条 会員研修部は次の業務を分掌する。

- 1 会員の専門性を高める各種研修会の企画及び運営
- 2 シニアコース講座の企画及び運営
- 3 会員の資格登録更新研修に関する事項

(事業推進部)

第7条

事業推進部は次の業務を分掌する。

- 1 産業コンサルティングの企業・団体等への普及・啓発
- 2 賛助会員への継続的支援及び新規加入勧奨
- 3 企業・団体等から受託した業務の契約、実施及び受託料請求に関する事項

- 4 受託業務に係る認定講師及び専任カウンセラーの人選に関する事項
- 5 派遣講師の支部認定に関する事項
- 6 認定講師のスキルアップ研修会等の企画及び運営
- 7 公開講座等による産業カウンセリングの啓発活動

(相談事業部)

第8条 相談事業部は、支部の相談事業を統括し次の業務を分掌する。

- 1 個人からの要請によるカウンセリングの受付と実施
- 2 企業・団体等との相談契約に基づくカウンセリングの実施及び受託料請求に関する事項
- 3 社会貢献事業としての無料相談の企画及び実施
- 4 専任カウンセラーの支部認定及び資格更新に関する事項
- 5 カウンセラーの実践力向上のための研修及びスーパービジョン等の実施

(キャリア部)

第9条 キャリア部は次の業務を分掌する。

- 1 キャリアコンサルタント養成講習に関わる企画及び運営
- 2 キャリアコンサルタント国家試験に関わる実技対策講座の企画及び運営
- 3 キャリアコンサルタント更新技能講習の企画及び運営
- 4 キャリアコンサルタント養成講習講師及びキャリアインターンの育成
- 5 キャリアコンサルティング技能検定対策講座の企画及び運営
- 6 国家資格取得後、キャリアに関する自己研鑽等キャリアルートに添った支援

### 第3章 支部事務局の分掌

(事務局)

第10条 支部事務局は次の業務を分掌する。

- 1 支部総会並びに運営協議会及び運営幹部会等の開催に関する事項
- 2 協会本部が作成する会員名簿の管理
- 3 各部が管理する事項を除く公的な諸手続きに関する事項
- 4 組織内の総務関係及び経理事務に関する事項
- 5 支部業務の執行に関する運営幹部会の方針の理解と、指示に基づく業務の実施
- 6 各業務部門の業務の円滑な執行の支援と事務局として求められる業務の実施
- 7 会員及び外部からの問い合わせ等に対する対応
- 8 地区事務所、地区責任者に対する支援
- 9 その他各業務部門に属さない業務

#### 第4章 地区事務所・地区責任者の分掌

(地区事務所・地区責任者の設置)

第11条 支部は下記の地域に事務所又は地区責任者を設け、以下の通り呼称する。

- 1 広島事務所
- 2 山陰事務所
- 3 鳥取地区責任者
- 4 山口地区責任者

(地区事務所の運営)

第12条 地区事務所又は地区責任者については、別に定める「地区（県）事務所運営規程」によるところとする。

附則

- 1 本規定は、平成25年4月27日より施行する。
- 2 本規定は、平成28年10月22日より施行する